

## 暴力団排除条項の導入について

当金庫では、平成 19 年 6 月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、平成 21 年 10 月 1 日「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断する取組みを強化しております。

その取組みの一環として平成 22 年 12 月 20 日より、信用金庫取引約定書等及び各種預金取引規定等に「暴力団排除条項」を導入するとともに、預金取引開始時に、お客様に反社会的勢力に該当しないことを表明・確約していただくことといたしました。表明・確約に反することが判明した場合には、お取引を停止または契約を解除させていただきます。

「暴力団排除条項」とは、お客様が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合には、取引の停止または契約の解除ができることを定めた条項です。

当金庫では、今後とも反社会的勢力との関係遮断に積極的に取り組んでまいりますので、お客様には、この取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。